

少年指導センターだより

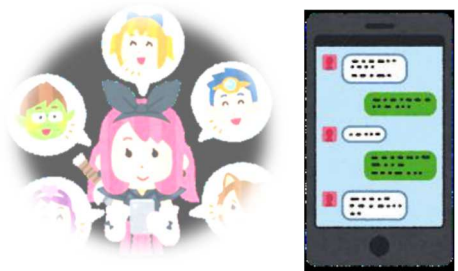
当別町少年指導センター
役場3階 社会教育課内
TEL 0133-22-3834
令和5年10月2日
NO. 82

インターネット上での出会いについて

面識のない人とどのように知り合うのか？

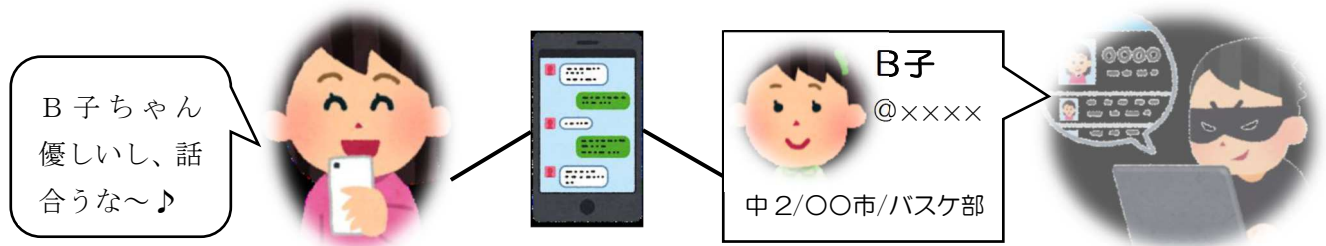
面識のない人と知り合うことが多いサービスとしてあげられるのがSNSです。SNSにはダイレクトメッセージ(DM)という機能があります。これは利用者同士が個別にやりとりできる機能で、他の利用者からはやりとりの内容を見られることはありません。まったく面識のない人から突然ダイレクトメッセージが送られてくることもあり、そこでやりとりを重ねて仲良くなるケースがあります。

また、オンラインゲームも面識のない人と知り合うことが多いサービスです。オンラインゲームには複数人でチームを組んでプレイするものがあり、ゲーム内で、チャット機能を使ってメッセージのやりとりをしたり、ボイスチャットという機能を使って電話のようにおしゃべりをしながらプレイができるため、メンバー同士が仲良くなりやすく、そこから個別のやりとりにつながっていくことがあります。



悪意のある大人の存在

インターネット上のやりとりでは、相手の姿が見えないので、顔写真や年齢、性別などのプロフィールを簡単に偽ることができます。悪意のある大人は、子どもたちが望む人物像を装って近づき、写真や個人情報を送らせたり、実際に会おうと誘ってくる場合があります。インターネットには、犯罪行為などを目的に近づいてくる悪意のある大人がいることを子どもたちにしっかりと認識させることが大切です。



インターネット上で知り合った人と会うことにはリスクが伴います。どれだけ仲良くなっても絶対に会わないように繰り返し伝えましょう。しかし、あまり強く制限しすぎると逆に隠れて会いに行ってしまう懸念もあります。会うのはとても危険なことだけど、どうしても会いたいという場合には、まず必ず保護者にそのことを話すように伝えましょう。

◎本資料は北海道教育委員会とポールトゥウィン株式会社が作成した資料をもとにしています。

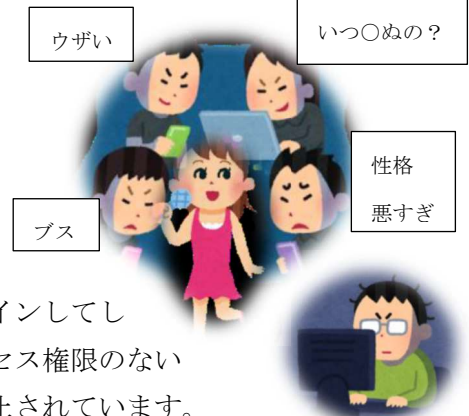
◀北海道教育委員会ネットトラブル未然防止のための総合ヘルプサイト <https://webreport.public.ptw.jp/hokkaido/helpsite/>▶

子どもたちが加害者になってしまう事例

インターネットトラブルの中には子どもたちが被害に遭うケースだけではなく、子どもたち自身が加害者になってしまうケースもあります。その事案の例を3つ紹介します。

他人の誹謗中傷を書き込む

『他の人も書いているから、自分も大丈夫だろう』など、軽い気持ちで他人の誹謗中傷を書き込んでしまう人がいます。こうした行為は『名誉棄損罪』などで訴えられる可能性があります。相手が有名人であっても一般人であっても同様です。

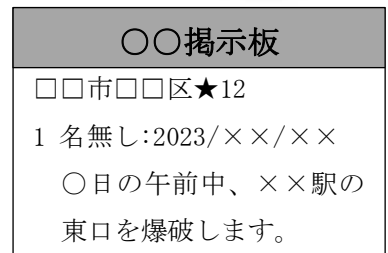


友だちのSNSのアカウントに勝手にログインする

友だちのID・パスワードを利用してSNSのアカウントにログインしてしまう人がいます。しかし、他人のID・パスワードを使って、アクセス権限のないサービスにログインすることは「不正アクセス禁止法」によって禁止されています。

匿名掲示板やSNSに犯行予告を書き込む

掲示板サイトやSNSに爆破・殺人などの犯行予告を書き込んでしまう人がいます。このような投稿は大勢の警察官が警戒にあたらなくてはならなくなったり、犯行の対象とされた企業や機関が通常の営業を行えなくなったりするなど、多くの人に迷惑をかける行為で“威力業務妨害罪”に問われる可能性があります。



インターネット上の投稿は全て『いつ・どこで・どの機種から投稿したものか』の記録が残されているため、匿名の投稿でも投稿者の特定は可能だという基礎知識を繰り返し教えていきましょう。特にインターネットの使い初めに、知識不足から自身が加害者になってしまう行動をしがちなので、早い段階からの指導が必要になります。『人の悪口を言わない』といった日常的なモラル教育と併せて『インターネットでも同じ』ということを指導していくことがポイントです。

子どもに関する相談窓口 0133-23-1010・0133-22-3834

【町内の窓口】 ※場所 役場3階

- ◆友達のこと ◆家庭のこと ◆いじめのこと ◆性のこと ◆勉強のこと ◆その他

これらのことで悩んでいませんか？
『子どもの相談電話』『面接相談』では、右の通り相談に応じています。
お気軽に電話をしてください。

○子どもの相談電話・・・Tel.0133-23-1010
受付時間 月～金曜日 10:00～16:30
○面接相談・・・Tel.0133-22-3834
受付時間 月～金曜日 10:00～16:30

【町外の窓口】

- 子ども専用フリーダイヤル(道立教育研究所)・・・Tel.0120-3882-56
- 家庭教育相談(道立教育研究所)・・・Tel.011-386-7077
- 北海道中央児童相談所・・・Tel.011-631-0301
- 少年相談110番(北海道警察本部)・・・Tel.0120-677-110
- 北海道立特別支援教育センター・・・Tel.011-612-5030



何かあったら・何か見たら・何か聞いたら、すぐ連絡を

○何より先に、110番

- 当別交番・・・Tel.0133-23-2151
- 当別町教育委員会 社会教育課・Tel.0133-22-3834
- 太美交番・・・Tel.0133-26-2151
- 少年指導センター・・・Tel.0133-22-3834

